

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 4 年 4 月 11 日

新潟市長 中原 八一

## 1 大規模小売店舗の名称，所在地及び設置者

名称 アピタ新潟亀田店

所在地 新潟市江南区鶴ノ子四丁目 466 番地

設置者 ユニー株式会社

## 2 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置 駐車場 No. (配置図上の No.)	収容台数 (契約等台数)
駐車場① (1 階店舗周辺)	1,115 台
駐車場② (店舗 3 階)	711 台
駐車場③ (店舗屋上階)	749 台
合計	2,575 台

(変更後)

位置 駐車場 No. (配置図上の No.)	収容台数 (契約等台数)
駐車場① (1 階店舗周辺)	1,000 台
駐車場② (店舗 3 階)	500 台
合計	1,500 台

②荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位置 荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばき施設的面積
荷さばき施設① (店舗北西側)	603.2 m <sup>2</sup>
荷さばき施設② (店舗北東側)	320.2 m <sup>2</sup>
合計	923.4 m <sup>2</sup>

(変更後)

位置 荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばき施設的面積
荷さばき施設① (店舗北西側)	603.2 m <sup>2</sup>
荷さばき施設② (店舗北東側)	320.2 m <sup>2</sup>
荷さばき施設③ (店舗南東側)	32.0 m <sup>2</sup>
合計	955.4 m <sup>2</sup>

③廃棄物の保管施設の位置及び容積

(変更前)

位置 廃棄物等の保管施設 No. (配置図上の No.)	廃棄物等保管施設の容量
廃棄物保管施設① (店舗西側)	63.80 m <sup>2</sup>
廃棄物保管施設② (店舗西側)	63.80 m <sup>2</sup>
廃棄物保管施設③ (店舗北側)	25.60 m <sup>2</sup>
廃棄物保管施設④ (店舗北側)	1.70 m <sup>2</sup>
廃棄物保管施設⑤ (店舗北側)	1.70 m <sup>2</sup>
廃棄物保管施設⑥ (店舗北側)	1.70 m <sup>2</sup>
廃棄物保管施設⑦ (店舗北側)	1.70 m <sup>2</sup>
合計	160.0 m <sup>2</sup>

(変更後)

位置 廃棄物等の保管施設 No. (配置図上の No.)	廃棄物等保管施設の容量
廃棄物保管施設① (店舗西側)	63.80 m <sup>2</sup>
廃棄物保管施設② (店舗西側)	63.80 m <sup>2</sup>
廃棄物保管施設③ (店舗北側)	25.60 m <sup>2</sup>
廃棄物保管施設④ (店舗北側)	1.70 m <sup>2</sup>
廃棄物保管施設⑤ (店舗北側)	1.70 m <sup>2</sup>
廃棄物保管施設⑥ (店舗北側)	1.70 m <sup>2</sup>
廃棄物保管施設⑦ (店舗北側)	1.70 m <sup>2</sup>
廃棄物保管施設⑧ (店舗南側)	9.00 m <sup>2</sup>
合計	169.0 m <sup>2</sup>

(2) 施設の運営方法に関する事項

① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設① (店舗北西側)	午前 7 時 00 分～午後 8 時 00 分
荷さばき施設② (店舗北東側)	午前 7 時 00 分～午後 8 時 00 分

(変更後)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設① (店舗北西側)	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分
荷さばき施設② (店舗北東側)	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分
荷さばき施設③ (店舗南東側)	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分

3 変更する年月日

上記 (1) に係る変更：令和 4 年 12 月 1 日

上記 (2) に係る変更：令和 4 年 3 月 31 日

4 変更しようとする理由

店舗施設計画の変更のため

5 届出年月日

令和 4 年 3 月 30 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市江南区役所産業振興課

7 縦覧期間

令和 4 年 4 月 11 日から令和 4 年 8 月 11 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

新潟市経済部商業振興課

電 話 0 2 5 - 2 2 6 - 1 6 2 9

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp